

大阪広域水道企業団告示第11号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき、同法附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年11月19日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

1 委託事務

スマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済」という。）における収納の事務

2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	提携スマホ決済提供元の本部所在地、名称	チェーン名及びアプリ名
富田林水道事業における水道料金収納事務及び富田林市から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料収納事務	りそな決済サービス株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号	東京都港区港南二丁目16番5号 楽天ペイメント株式会社	楽天ペイ

3 委託期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日まで